

政令第 号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するた  
め、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

「第三節の三 沖縄の認定法人

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」を 第三節の四 国際戦略総合特

第三節の五 認定研究開発事

の課税の特例（第三十六条）

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）のうち」を削り、同条第五項の表第百二十一条第一項の項中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第百三十二条の項中「第百五十五条」の下に「第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」の下に「第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十八を第二十六条の二十七の二とし、同条の次に次の一条を加える。

法」に、「施行日」を「平成二十三年改正法施行日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第四項の表の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十九条第二十三項の表第百五十五条及び第二百三十二条の項の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項第二号イに係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。

以下この項において同じ。）」とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十五条の八第十三項の表第二百二十七条第一項及び第二項並びに第一百五十五条の項の改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項の改正規定、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定並びに同令第二十七条の三の改正規定並びに附則第三十六条（第一条第一号の改正規定（「及び」を「、」第四十二条の二の二及び」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第七号の改正規定及び

## 理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除、相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。